



第4次芦屋市人権教育・
人権啓発に関する総合推進指針
【概要版】



令和3年3月
芦屋市



1 策定にあたって

人権とは、人間の尊厳に基づいて一人ひとりが持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。すべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願いを込め、21世紀は「人権の世紀」と言われており、グローバル化し多様化する人権課題の解決に向けて、人権を尊重し異なる社会や文化の多様性を認め合うことがあらゆる行動の基準となることが期待されています。

そして今、国連は平成27(2015)年に「持続可能な開発目標」(SDGs)として17の目標を定め、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できることを目指す普遍的な行動を呼びかけています。

人権尊重社会を実現するためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのためには人権教育・人権啓発が大変重要です。

本市では、「第5次総合計画」(令和3(2021)年度策定予定)をはじめ各種計画と整合性を図りながら、第3次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に沿って進めた施策に対する検証結果及び令和元(2019)年度に実施した人権に関する市民・職員意識調査結果を踏まえ、「第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定しました。本指針に基づき、本市の現状に即したさらなる人権教育・人権啓発施策を総合的かつ効果的に進めます。

世界人権宣言 (仮訳文、抜粋)

1948年12月10日国連総会において採択

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

日本国憲法 (抜粋)

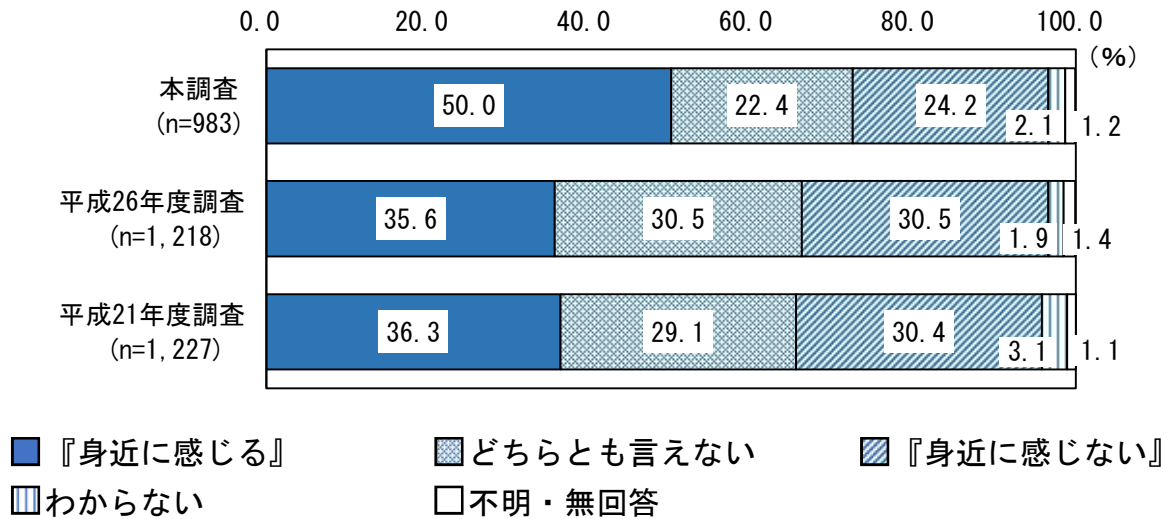
昭和21年11月3日公布

[基本的人権]

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

●人権を身近に感じる程度

人権を身近に感じる程度については、『身近に感じる』は、本調査*が 50.0%で、平成 26 年度調査(35.6%)より 14.4 ポイント高くなっています。



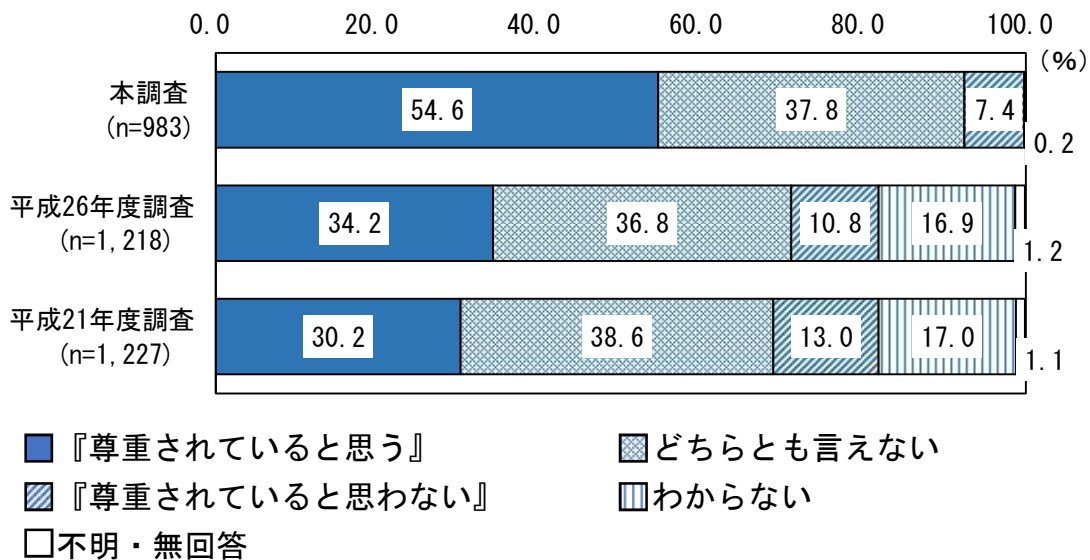
※令和元年度芦屋市人権についての市民意識調査結果（以下、同様）

※本調査では、『身近に感じる』は「ひじょうに身近に感じる」と「ある程度身近に感じる」の合計、『身近に感じない』は「あまり身近に感じない」と「まったく身近に感じない」の合計。

平成 26 年度調査及び平成 21 年度調査では、『身近に感じる』は「ひじょうに身近に感じる」と「かなり身近に感じる」の合計、『身近に感じない』は「あまり身近に感じない」と「まったく身近に感じない」の合計。

●芦屋市では人権が尊重されているか

芦屋市では人権が尊重されているかについては、『尊重されていると思う』が 54.6%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が 37.8%、『尊重されていると思わない』が 7.4%と続いています。



※本調査では、『尊重されていると思う』は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計、『尊重されていると思わない』は「どちらかといえばそう思わない」と「そうは思わない」の合計。

平成 26 年度調査及び平成 21 年度調査では、『尊重されていると思う』は「ひじょうにそう思う」と「かなりそう思う」の合計、『尊重されていると思わない』は「あまりそう思わない」と「まったくそう思わない」の合計。

また、本調査では「わからない」の選択肢はない。

2 人権教育・人権啓発のための基本的な方向性

(1) 人権教育・啓発の充実

- 学校教育や社会教育を通して、乳幼児から高齢者まで発達段階に応じた人権教育・人権啓発を推進し、すべての人々の人権尊重の精神を育てます。
- 乳幼児期の人権尊重の意識が「芽生え」「育まれる」取組や児童・生徒に対する「自立心」や「自尊感情」「責任感」を培う取組、高齢者に対する「自己実現」と「尊厳」を尊重する取組を推進します。
- 自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識を育てます。
- 誰もがアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）を持っていることを認識し、お互いの感じ方や考えの違いを認め合い、誰もがその人らしく最大限に能力を発揮することができる社会の重要性について周知、啓発を進めます。
- 外国人や高齢者、障がいのある人など共に生きる様々な人々への理解を深め、助け合いながら生きていく心や態度を育みます。
- 日常生活や社会生活において、人権尊重の文化が行動に結びついていくように、家庭や地域、職場など様々な場での教育、啓発を進めます。
- 様々な広報媒体を活用するとともに、啓発強調期間など様々な機会をとらえた啓発を進めます。
- 人権に関する様々な意見や考え方について、自由に意見交換ができる環境づくりと中立性の確保に取り組みます。
- すべての職員は、研修等を通じて豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立って職務に取り組みます。
- 幼児期、学齢期の人権教育に携わる教職員は、時代の変化に対応した計画的な人権教育の研修を通じて、人権意識の向上を図ります。

(2) 相談・支援体制の確立

- 人権問題について市民が容易に相談できるよう相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知を図ります。
- 相談内容の多様化に対応するため、関係機関や人権擁護委員と連携するとともに、相談に携わる職員の対応力の向上を図ります。

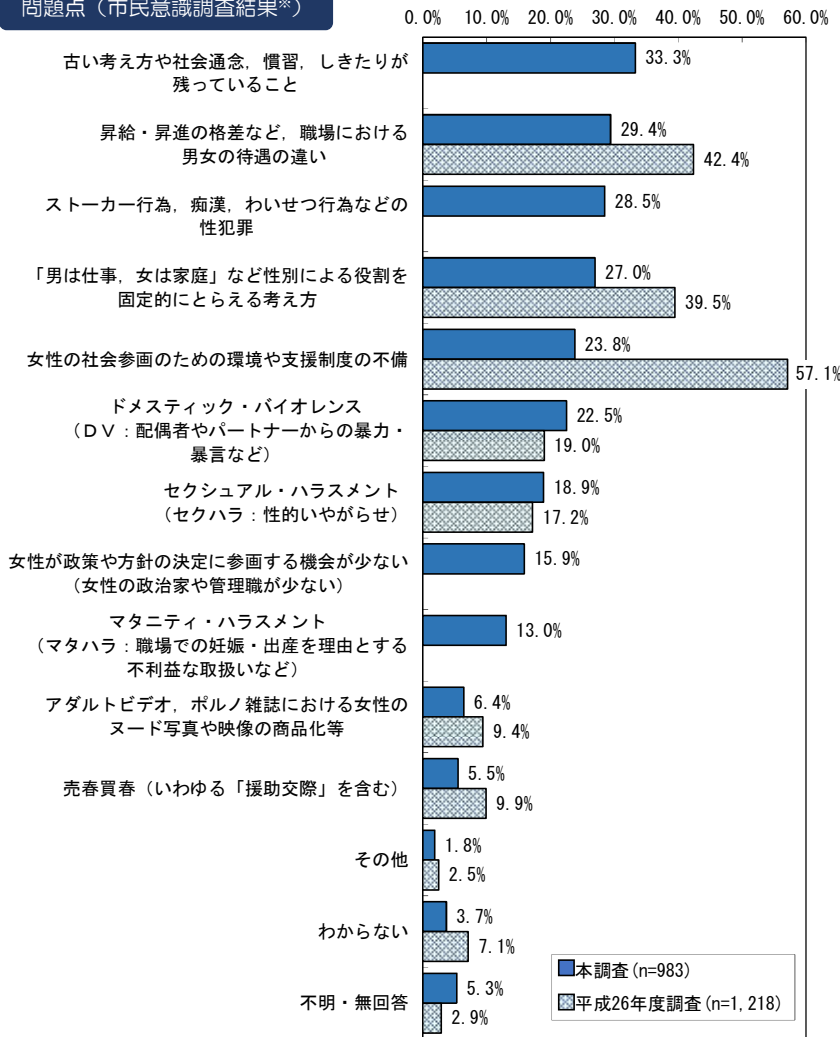
(3) 市民や関係機関等との連携強化

- 人権に関わる機関・団体や人権擁護委員などと情報共有や連携強化を図り、人権教育・人権啓発に取り組みます。
- 「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」や個別の人権課題に関わる審議会等の意見や助言を人権教育・人権啓発施策に反映します。
- NPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、市民が自発的に展開する人権尊重のための活動を行政が支援・協力し、人権尊重の理念の全市的な広がりを進めます。

3 主な人権課題の現状と方向性

3-1 女性の人権

問題点（市民意識調査結果※）



○講座、研修やNPO等との連携事業を通して、性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画社会の意義の普及に努めます。

○性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を育む教育・学習の充実に努めます。

○広く市民にワーク・ライフ・バランス*の考え方を普及させるとともに、男女がともに育児や家事、介護等を担うための啓発を行います。

○性差別による暴力防止、DV*、若年層に対するデートDV*、セクシュアル・ハラスメント*等の防止に関する教育や啓発を進めます。

○芦屋市配偶者暴力相談支援センター（芦屋市DV相談室）の周知を進めます。

*ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがいやがらみや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。仕事と生活の調和。

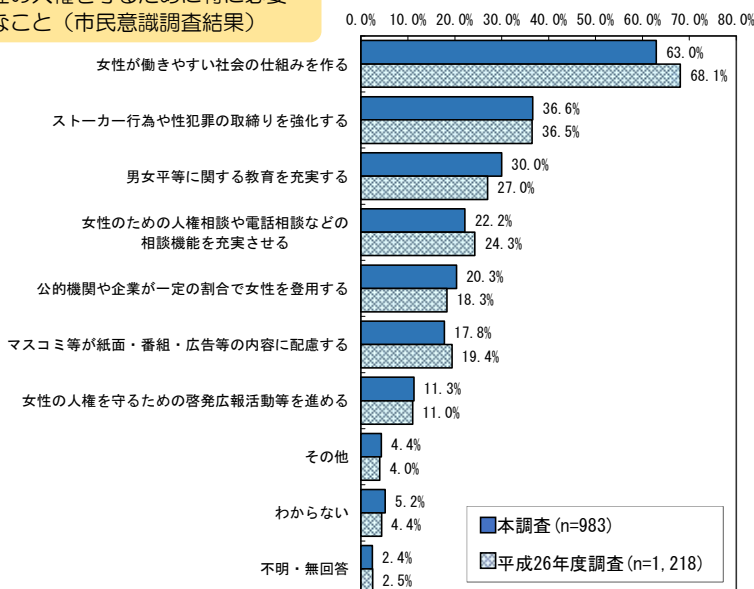
*DV：親密な関係にある、またはあった配偶者やパートナーなどの中での身体的・精神的・性的・経済的な暴力のこと。

*デートDV：恋人同士や交際中のカップルなどの間で起こる暴力で、相手に対して力を持ち、支配しようとする行為のこと。

*セクシュアル・ハラスメント：性的な言動により、相手方の生活環境を害すること、または性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

※令和元年度芦屋市人権についての市民意識調査結果
(以下、同様)

女性の人権を守るために特に必要なこと（市民意識調査結果）

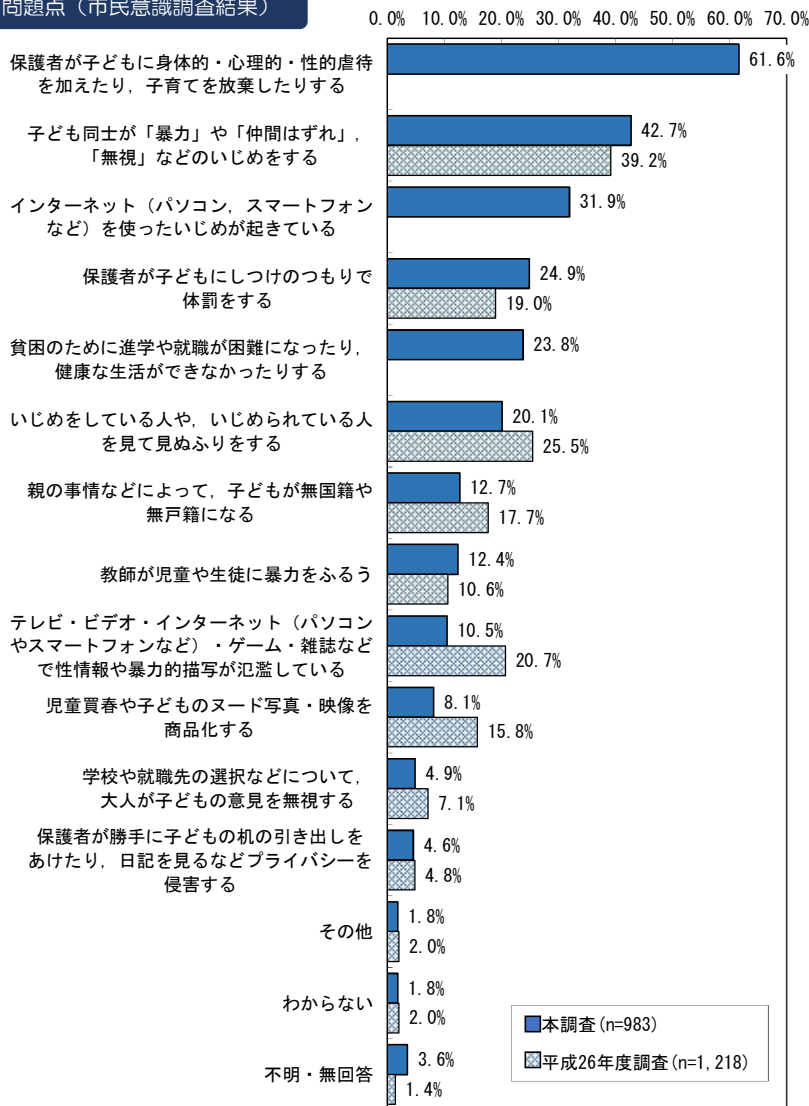


「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」(63.0%)、「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」(36.6%)、「男女平等に関する教育を充実する」(30.0%)の順に平成26年度調査と同様に割合が高くなっています。



3-2 子どもの人権

問題点（市民意識調査結果）



- 「子どもの権利条約」の意義と内容について周知・啓発を進めます。
- 子どもたちの学習の場である学校の中に人権尊重の理念を徹底し、教育活動全体を通して人権教育を進めます。
- 教育課程全般において、いじめ等の問題（インターネットを通じて行われるものを含む）について、主体的に考える機会を設けたり、子どもたちが情報を正しく選択し、判断していく力を身に付けたりする取組を推進します。
- 「いじめ防止基本方針」などに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。
- 「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。
- 「子ども家庭総合支援室」において家庭児童相談室の機能を包括し、「要保護児童対策地域協議会」の活性化を図ります。
- 子育ての孤立化を防ぐため、子育てを地域社会で支援することの大切さについて意識の醸成を図ります。
- 保護者や青少年愛護委員などと連携し、子どもたちが自ら身を守り、安全を確保するため、教育・啓発を進めます。



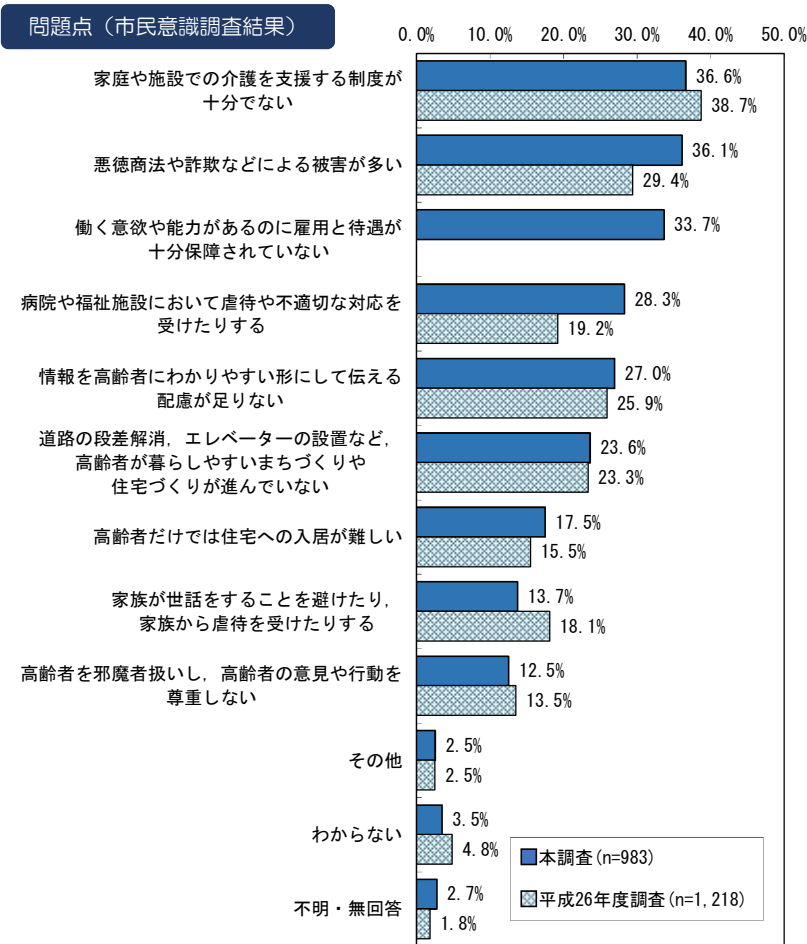
「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989（平成元）年11月に国際連合の総会で採択され、日本は1994（平成6）年にこの条約を結んでいます。この条約は、子どもの「基本的人権」を尊重することを国と国とが約束したものです。

18歳未満を「児童（子ども）」とし、「子どもが生存、成長、発達するためには大人の助けが必要」とする子どもの目線で作られています。子どもの権利条約は、すべての子どもが幸せに暮らせるための約束ごとです。

生きる権利	守られる権利	育つ権利	参加する権利
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちはみんなのちを大切にされ、みんなに愛されながら健やかに育ち生きることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 個性が認められて自分の考えを表すことができます。 暴力やいじめからも守られます。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られなければいけません。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育を受け、自分の考えや信じることの自由が守られます。 ときには休んだり遊んだりして自分らしく育つことができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 自由に意見を表現したり、自由な活動をおこなったり、社会に参加することができます。

（芦屋市「ちゃんと知ってみんなで考えよう！子どもの権利条約（保護者版（乳幼児・学齢期）-概要版-」（平成24年4月）より抜粋）

3-3 高齢者の人権



○関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見や詐欺の未然防止、成年後見制度*の利用促進に努めるとともに、権利擁護支援センターや高齢者生活支援センターの相談窓口の周知と相談体制の充実に努めます。

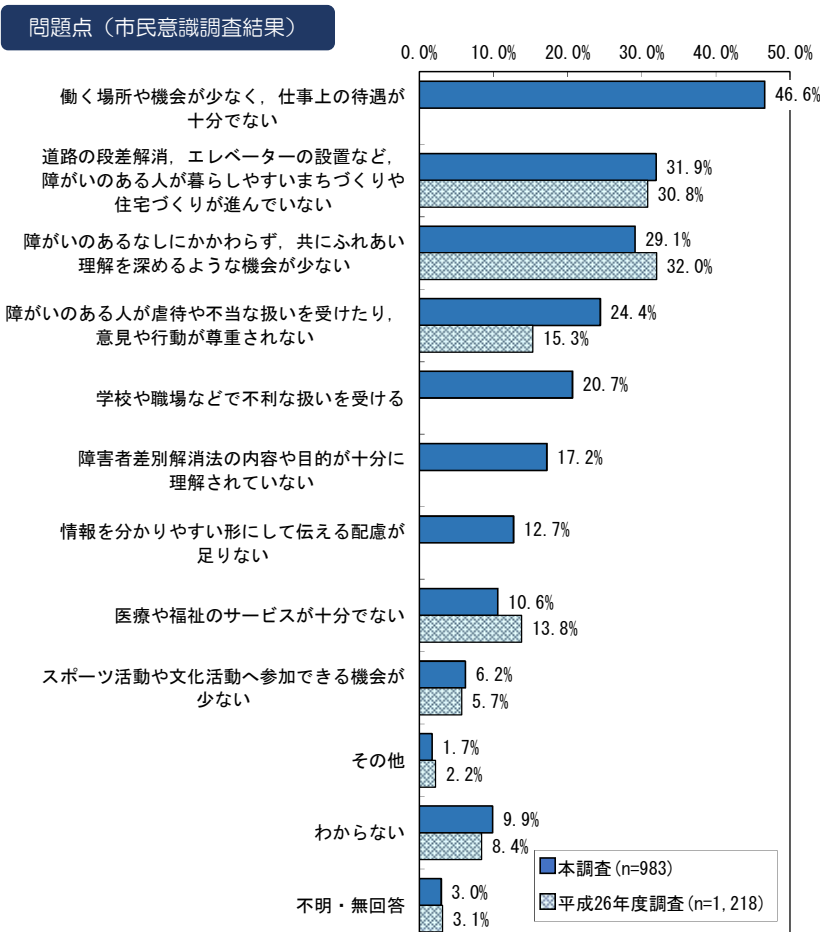
○高齢者生活支援センターをはじめ、社会福祉協議会、自治会、自主防災会、民生児童委員、福祉推進委員などとも連携し、高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。

○認知症施策推進大綱に基づき、認知症高齢者を支援する体制づくりに努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。

○高齢者の自立と社会参加、就労の機会や環境を整えることの必要性について周知・啓発し、生きがいの増進に努めます。

*成年後見制度：精神上的の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が十分でない人が不利益をこうむらないよう、本人の行為の代理または行為を補助する人を家庭裁判所が選任する制度。

3-4 障がいのある人の人権



○「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を広く周知し、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、差別のない共生社会の実現を目指します。

○子どもの頃から障がいのある人に対する理解を深め、心のバリアフリー*を育む教育を進めます。

○障がいのある人もない人も共に参加できる地域での交流活動などを通して、相互理解を進めます。

○事業者が合理的配慮の提供を行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施します。

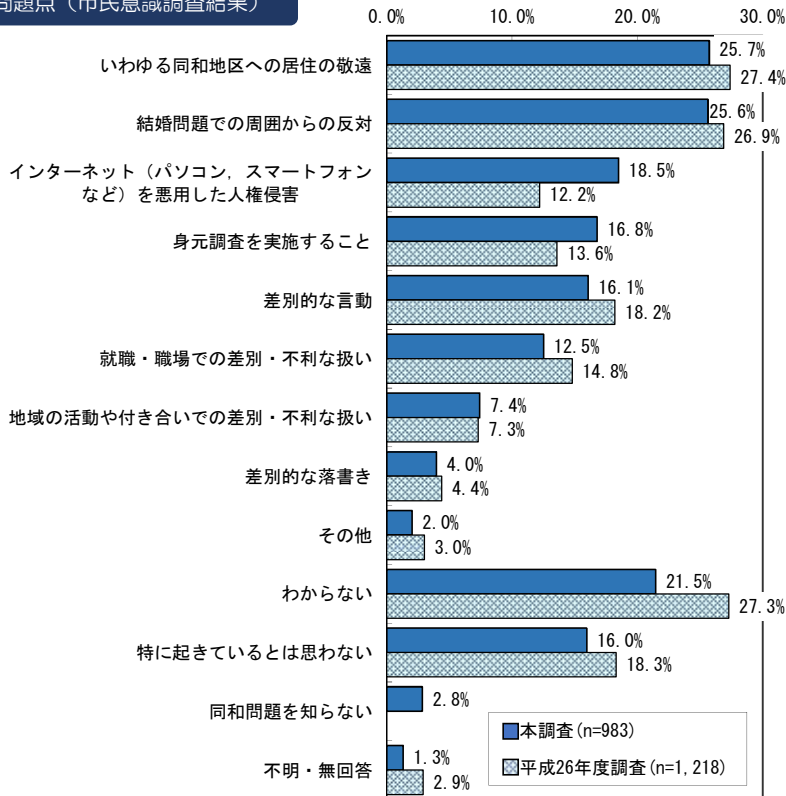
○相談窓口の周知に努めるとともに相談体制の充実に努めます。

*バリアフリー：高齢者、障がい者の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。一般的には建物の段差等の「物理的なバリア」を指すことが多いが、「制度的なバリア」「文化・情報面でのバリア」「意識上のバリア」等がある。

3-5 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の重大な人権問題です。

問題点（市民意識調査結果）



○偏見や差別意識の解消に向けて、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう周知活動、啓発活動を進めます。

○学校教育においては、これまでの取組の成果を踏まえ、学習内容、指導方法を工夫しながら人権教育に取り組みます。

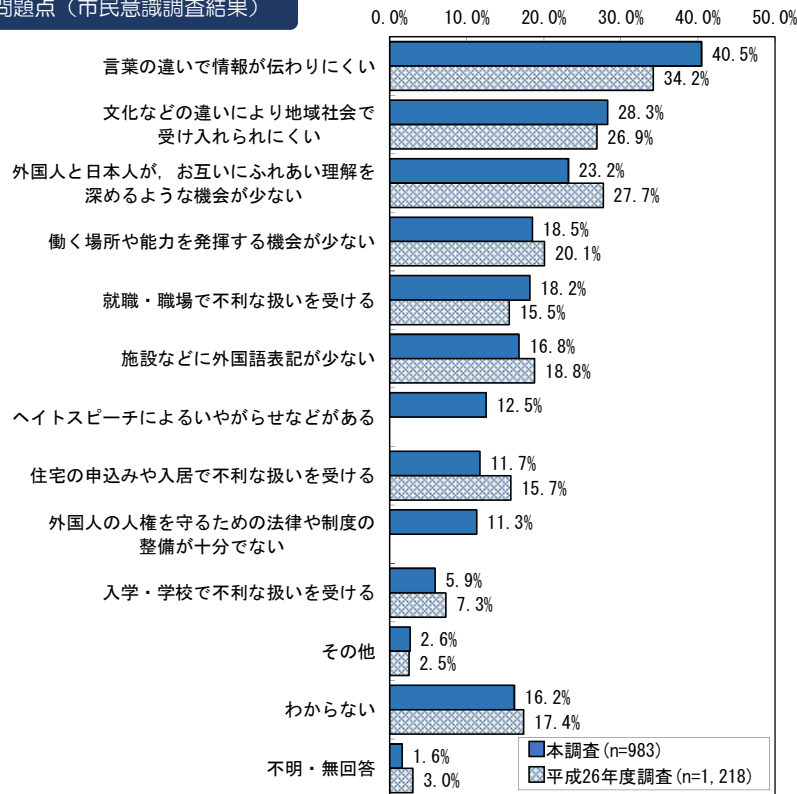
○人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターを中心に、地域での相談事業や人権学習、交流活動に取り組みます。

○住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度*」の周知と適正な運用を行います。

*本人通知制度：本人等の代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を交付した場合に、事前に登録された方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。この制度は、結婚差別や就職差別につながる不正な身元調査に使用するために住民票や戸籍謄抄本を取得した場合に、不正取得が発覚しやすくなることにより不正請求を抑止し、人権擁護につながることを目的としている。本市では、平成26（2014）年7月から導入。

3-6 外国人の人権

問題点（市民意識調査結果）



○外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。

○ヘイトスピーチは、人権侵害であり、許されないものであるという認識を広めるための啓発を行います。

○外国人児童生徒等に関わる教育指針に基づき、すべての児童生徒等が互いに尊重し、外国人児童生徒等が自らの進路を切り拓いていける力を育みます。

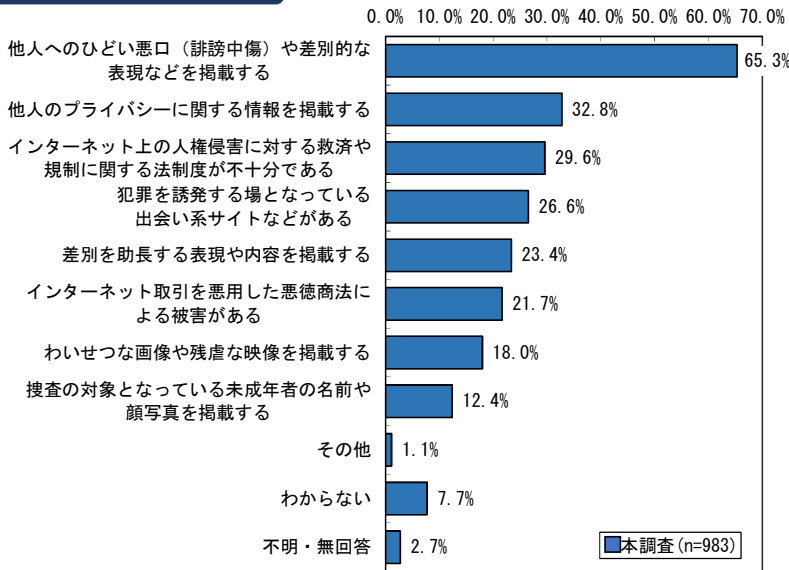
○子どもたちも含めた外国や外国人との交流を進めることなどにより、異文化に対する理解や関心を高め国際社会への視野を広げます。

○潮芦屋交流センターを拠点として、日本語教室や在住外国人への情報提供を通して異文化交流を進めます。

○多言語による情報発信ややさしい日本語の普及などを通して、外国人にも理解しやすい情報提供に努めます。

3-7 情報化などに伴う人権侵害

問題点（市民意識調査結果）



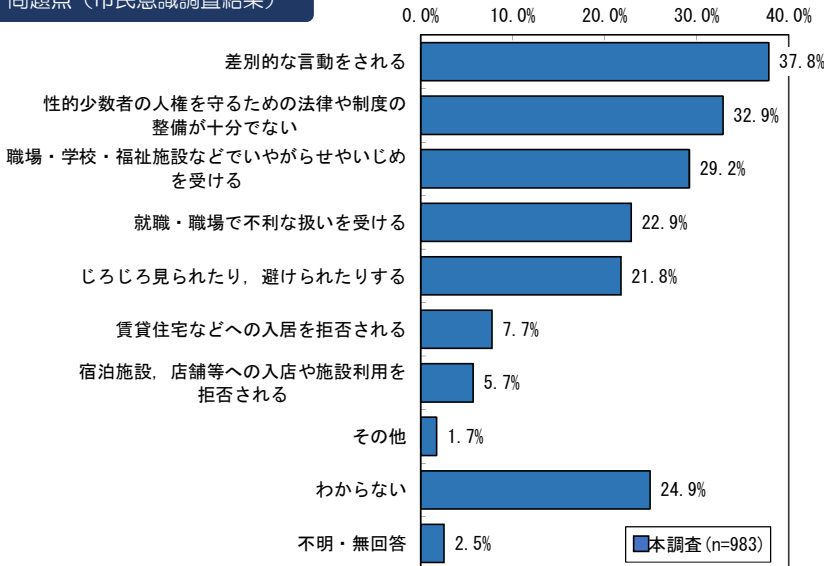
- 家庭や人権擁護委員など関係機関と連携し、情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについて、子どもを含めた教育・啓発を推進します。
- インターネットにおける差別的な書き込み等の人権を侵害する情報の掲載について、関係機関と連携し、早期発見や適切な対応に努めます。
- 市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。

3-8 性的マイノリティの人権

性的マイノリティ（性的少数者）の総称として用いられているLGBTは、L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と異なる性別で生きる人または生きたいと思う人）の頭文字を取ったもので、LGBTのほかにも様々なセクシュアリティ*があります。

*セクシュアリティ：「生物学的（Sex）」、「社会的・文化的性（Gender）」、「性自認（Gender Identity）」、「性的指向（Sexual Orientation）」、「性表現（Gender Expression）」など性的なあり方に関わることを全般を指す。

問題点（市民意識調査結果）



- 誰もが自分の性（セクシュアリティ）を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくるため、性の多様性など性に対する正しい知識や理解が深まるよう教育・啓発を進めます。
- 公文書等における不要な性別記載の削除を進めます。
- 性的マイノリティ当事者や家族、教職員などからの相談に対応するため、相談窓口の周知を図ります。

3-9 感染症患者などの人権

○各感染症についての正しい知識を普及するとともに、世界エイズデー*やハンセン病を正しく理解する週間などを中心に、啓発を進めます。

○学校教育において、感染者等に対する差別・偏見を持つことのないよう発達段階に応じた正しい知識を身に付けるよう取り組みます。

*世界エイズデー：昭和63（1988）年に、世界保健機関（WHO）は12月1日を「世界エイズデー」と定め、この日に世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。

3-10 犯罪被害者などの人権

○犯罪被害者等の人権について、広く啓発を図るとともに、犯罪被害者等の支援制度の周知に努めます。

3-11 刑を終えて出所した人などの人権

○犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」を推進し、立ち直りを見守り支える地域社会の実現に向けて啓発活動に取り組みます。

3-12 その他の人権課題

◇ひとり親家庭等に関する問題

◇北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

◇アイヌの人々の人権

◇労働者等の人権

◇ハラスメントによる人権侵害

社会には様々な人権課題があり、上記のような人権課題についても適切な人権教育・人権啓発に取り組みます。

4 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

4-1 家庭

○家族が共に人権について学ぶ機会の充実を図るとともに、子どもや高齢者などの人権擁護、家庭における男女共同参画の意義などの教育・啓発を推進します。

○子育てに悩み、また情報を求める保護者や介護に悩む人などに対する相談・支援体制の充実を図ります。

4-2 学校等

○子どもたちの発達段階に配慮しつつ、人権尊重の心と態度を育む教育を充実します。

○PTAでの人権学習会実施など、保護者に対する働きかけを行います。

○家庭や地域社会と連携して、また校種間の連携によって子どもたちを見守るとともに、いじめ・不登校などの早期発見・早期対応を図ります。

○幼児・児童・生徒と、障がいのある人、高齢者、外国人などとの交流を積極的に行い、一人ひとりを大切にすることや多様性への理解を促す機会を充実します。

○教職員の人権研修を充実します。

4-3 地域

○社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を通して、学習・啓発の機会を充実します。

○出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の共生力を高めます。

○地域での行事・イベントなどを活用した啓発を推進します。

4-4 事業所

○経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。

○研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。

5 市職員等への教育・啓発

5-1 職員の意識向上

- 新入職員から幹部職員にいたるすべての職員について、それぞれの職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。
- 管理職は高い人権感覚を習得するとともに、所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。
- 「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントに対する理解を深める研修を実施するとともに、職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる体制の充実に努め、制度や相談窓口の周知に努めます。

5-2 特定事業従事者の意識向上

- 教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に対応した人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。
- 福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します。

6 本指針の総合的効果的な推進

6-1 事業計画の策定と評価

- 人権教育・人権啓発に関する具体的な施策については、進行管理調書を作成し、各施策に対する目標を定め、進行管理と事業評価を行うことにより、次年度の事業計画を策定します。また、事業評価の基準や方法については「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」に諮ります。

6-2 推進体制の充実

- 市長を本部長とする「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において、人権教育・啓発の総合的・計画的推進を図るための総合調整を行い、各部署においては、本指針に掲げた人権課題の方向性に沿って施策を進めていきます。近年、人権課題は多様化・複雑化・巧妙化していることから、県や他市等との連絡調整や庁内外での人権教育・人権啓発に係る情報共有を図るとともに相互の連携を強化します。

6-3 市民・職員意識調査の実施

- 定期的に「人権についての市民意識調査」、「人権についての職員意識調査」を実施し、市民の方や職員が人権課題に対してどのような認識を持っているのかを把握し、施策の推進や指針の改定の際の参考とします。

6-4 指針の期間と見直し

- この総合指針の期間を、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。なお、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応して、必要に応じて内容を見直すものとします。



芦屋市人権シンボルマーク

第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針【概要版】

令和3（2021）年3月

発行 芦屋市市民生活部人権・男女共生課

〒659-0064

兵庫県芦屋市精道町8番20号

電話（0797）38-2055 FAX（0797）38-2175

ホームページ <https://www.city.ashiya.lg.jp/>
